

○後志広域連合指定納付受託者の指定等に係る事務処理要綱

〔 令和 8 年 4 月 1 日 〕
〔 要綱第 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第231条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者の指定に係る事務処理に関して、同法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(指定に係る審査基準)

第 3 条 後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、法第231条の 2 の 3 第 3 項の規定による指定（以下「指定納付受託者の指定」という。）をするに際して、当該指定を受けようとする者が政令第158条第 1 号及び第 2 号に規定する要件に該当するかどうかを判断するに当たっては、次の各号に掲げる要件につき当該各号に定める事項を満たすことを審査しなければならない。

(1) 政令第158条第 1 号に規定する要件

ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

(2) 政令第158条第 2 号に規定する要件

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(指定納付受託者の指定)

第 4 条 広域連合長は、指定納付受託者の指定をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

(1) 指定納付受託者の指定を受けようとする者が政令第158条第 1 号及び第 2 号に規定する要件のいずれにも該当し、納付事務を適切かつ確実に遂行することができるものであること。

(2) 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

(3) 納付事務の遂行期間

2 指定納付受託者の指定を受けようとする者は、指定納付受託者指定申出書（様式第 1

号。以下「指定申出書」という。)を広域連合長に提出しなければならない。

3 広域連合長は、前項の規定による指定申出書の提出があった場合において、その申出につき指定納付受託者の指定をしたときは指定納付受託者指定通知書(様式第2号)を、指定をしないこととしたときは指定納付受託者不指定通知書(様式第3号)を、当該指定申出書を提出した者に通知するものとする。

4 広域連合長は、法第231条の2の3第1項の規定による指定をしたときは、同条第2項に規定する事項のほか、納付事務の遂行期間を告示するものとする。

(指定納付受託者の名称等の変更)

第5条 指定納付受託者は、法第231条の2の3第3項の規定によりその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、指定納付受託者変更届出書(様式第4号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示するとともに、会計管理者に通知しなければならない。

(指定の取消し)

第6条 広域連合長は、法第231条の2の7第1項の規定による指定納付受託者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ同項各号のいずれかに該当すること及びその理由について、会計管理者と協議しなければならない。

2 広域連合長は、法第231条の2の7第1項の規定による指定納付受託者の指定の取消しをしたときは、指定納付受託者指定取消通知書(様式第5号)を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、法第231条の2の7第1項の規定により指定納付受託者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を同条第2項の規定により告示するものとする。

- (1) 指定を取り消した指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定を取り消した指定納付受託者が行っていた納付事務に係る歳入等又は歳出
- (3) 取消年月日

(申出書等の様式)

第7条 第4条から第6条までに規定する様式により難しい場合は、当該様式に準じた様式を使用することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定納付受託者の指定等に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。